

宍 議 第 387 号  
令和3年12月22日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市議会  
議長 飯田吉則

宍粟市水道ビジョン（令和4年度～令和13年度）案に対する  
議会意見の提出について

標記のことについて、宍粟市議会基本条例第11条第2項の規定により、意見を提出します。

#### 記

- ① 経営審議会から「・・・改定を先送りすれば、改定率が増加してしまうため、子どもたちの世代に過度な負担を残さないように、早急に年間1.5億円相当の財源を確保する増額料金改定（概ね22%程度）の実施が必要である」との提言がされている。財源の確保に努めるなかで、市民負担を十分考慮し、料金改定については慎重に対応すること。
- ② 料金改定水準（案）に各指標の推移が示されているが、令和5年及び令和15年に料金を改定すれば料金回収率がそれぞれ80.5%、94.0%に上昇する根拠を記載すること。
- ③ 経営状況の厳しさは、国の指導に従い簡易水道を上水道に統合したことにも起因している。料金改定により市民に負担を求めるのではなく、行政責任として、国に対して財源措置を要望する方向性を記載すること。